青果物卸売市場流通の変容と市場販売の課題

研究員　一瀬裕一郎

1　はじめに

2001年３月の総合規制改革会議による「規制改革推進３か年計画」の閣議決定を受け、04年に卸売市場法（以下「市場法」）が改正された。市場法の主要な改正点である卸売手数料（以下「手数料」）の自由化の実施が09年４月に迫っている。

そこで本稿では04年の市場法改正以降の青果物市場流通の変容について確認し、系統の市場販売にとっての課題を考えたい。

2　買付集荷の増加

改正市場法では、卸売業者の買付集荷が完全自由化された。自由化以降についてみると、買付集荷の割合は年々上昇している（第１表）。

今後もこの傾向は続くとみられるが、委託集荷から買付集荷へのシフトに伴い、生産者と卸売業者の利害が必ずしも一致しない場面が増える可能性がある。

委託集荷では卸売価格の一定割合を卸売業者が手数料として得ているので、高い卸売価格を形成するほど、卸売業者の収入が増え、また生産者の手取りが増えることから、卸売業者と生産者の利害は一致している。

しかし、買付集荷では生産者からの買取価格と卸売価格の差が卸売業者の収入となるので、卸売業者が収入を増やすためには、生産者からより安く買うという選択肢も取り得ることになる。

生産者と卸売業者の利害が一致しない場面が増えていく可能性を考えれば、生産者が優位なブランド品目はともかくとして、産地にとっては、卸売業者との価格交渉力を強めるために、販売担当職員の専門性を更に高めていくことが求められていると考えられよう。

第1表　集荷方法別割合

（単位　%）

年度	買付集荷	委託集荷
04年度	28.8	71.2
05	29.9	70.1
06	30.4	69.6

資料　農林水産省「卸売市場データ集」

3　手数料の自由化

04年以前の制度の枠組みでは、中央卸売市場（以下「中央市場」）において、野菜8.5%、果実7.0%のように品目ごとに定率の手数料が設定されていた。改正市場法では、冒頭に述べたように、定率の手数料を廃止し、農林水産省が示した４つの対応[注1]のいずれかで手数料を自由化することとした。来年４月に手数料の自由化が迫り、主要な中央市場において自由化への対応方向が出揃いつつある（第２表）。

現時点で対応を決めている開設者は届出制または承認制

第2表　中央市場の手数料自由化に対する開設者の対応

開設者	対応	備　考
東京都	届出制	・手数料の届出時には都が内容を精査した上で受理 ・いったん届け出た手数料率は最低2年間（制度発足時は3年間）固定 ・卸売業者の健全経営確保のため,都は料率変更命令を出せる ・都が関与できる余地が大きく事実上は承認制に近い
大阪市	届出制	・事前に届け出た手数料率は3年間固定 ・固定期間中は四半期ごとの財務状況等の報告を義務付け
福岡市	承認制	・上限を定めず卸売業者が自由に申請できる承認制
沖縄県	承認制	・手数料に上限をつける承認制 ・現行の手数料率を上限とする ・当面は現行の手数料率の維持を求める

資料 農経新聞、日本農業新聞等から筆者作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

を選択しており、公定制、完全自由化を選択したケースはない。

自由化後の一定期間について、手数料率の固定を求めている開設者が多く、ならびに手数料率の変更を望んでいない卸売業者が多いことから、当面は現行手数料率が維持されるものとみられる。しかし、一定期間経過後には卸売業者によって手数料率に差が生じる可能性があり、数年後の見直しが注目される。

手数料率の引下げは出荷奨励金の切下げや廃止とセットで検討されるとみられ、産地にとって手数料率の引下げを卸売業者に働きかけることがプラスになるかは微妙である。

4　中央市場の地方卸売市場化

04年の市場法改正後に制定された第８次卸売市場整備方針では、卸売市場の再編を促すこととされ、これまでに８つの中央市場が地方卸売市場（以下「地方市場」）へ転換した（第３表）。

すでに地方市場化したのは、大分市を除いて、農林水産省の定めた再編基準(注2)に該当した中央市場であった。現在、再編基準に該当しない室蘭市、秋田市、甲府市、岡山市等で地方市場化の議論が進められており、今後は大分市のように自主的に地方市場に転換する中央市場が増加するとみられる。

その背景には、地方市場は中央市場に比べて第三者販売や直荷引き等の取引方法に関する規制が緩いことから、開設者は管理等コストの削減が、卸売業者は各種申請書作成の事務負担の軽減ができ、またより柔軟な手数料率を設定できる等、地方市場化がもたらすメリットがある。実際、大分市では地方市場に転換後、地場産野菜の手数料を10.0％に引き上げている。

第3表　**地方市場に転換した中央市場**

時期	市場名
06年4月	釧路市、大分市
07年4月	川崎市南部、藤沢市、三重県（水産部のみ）
08年4月	呉市、下関市、佐世保市（花き部のみ）

資料　農経新聞等から筆者作成

今後、地方市場化の進展にともない、手数料率や取引方法は地方市場ごとに多様化していくだろう。産地にとっては、多様化する地方市場の実態や今後の展開方向について見極める目を養うことが必要となろう。

5　まとめ

改正市場法についての研究者の見方は、「コペルニクス的転回」といえるほど大きな改正だというものから、「抜本的見直しが頓挫」したため「改めての仕切り直しが求められている」(注3)というものまで多様である。

しかし、市場経由率の低下や、卸売・仲卸業者など場内業者の経営悪化が続く一方で、場内業者の量販店や商社等との業務提携がみられるなど、今後、卸売市場流通が変容の度合いを一層強めていくことは間違いない。

系統販売事業における卸売市場の重要性に鑑み、今後ともその動向を注視したい。

＜参考文献＞

・青山浩子(2007)「ますます変わる卸売市場 産地はどう対応すればよいのか」『地上』10月号、pp.35-45、家の光協会
・中田哲也(2007)「青果物流通の構造変化と全農園芸事業の対応方向」『農業と経済』10月号、pp.33-41、昭和堂
・藤島廣二(1986)『青果物卸売市場流通の新展開』農林統計協会
・藤谷築次(2008)「卸売市場改革への熱い思い」『農林金融』８月号、pp.28-29
・細川允史(1993)『変貌する青果物卸売市場 現代卸売市場体系論』筑波書房

（いちのせ　ゆういちろう）

（注１）農林水産省が示した４つの対応は、①完全自由化、②公定制、③届出制、④承認制である。
（注２）卸売数量とその減少率、および一般会計から市場特別会計への繰出金額などにより、再編基準が定められている。
（注３）藤谷(2008)を参照。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。